

新型コロナウイルス感染症に関する公的支援・給付金等一覧（令和2年5月15日時点）

申請者	支援内容	詳細	問い合わせ先
個人が申請	給付金について知りたい	特別定額給付金 詳細は裏面 世帯1人あたり10万円の給付金を世帯主に給付 子育て世帯への臨時特別給付金 児童1人あたり1万円の臨時特別給付金を児童手当に上乗せして給付	豊山町 特別定額給付金窓口 28-0855 豊山町 福祉課 子育て支援係 28-0936
	休業で家計が維持できない	貸付 緊急小口資金（特例） 貸付上限：10万円以内（特別な場合は20万円以内） 措置期間：1年以内 償還期間：2年以内 貸付利子：無利子 総合支援資金（特例） 貸付上限：（単身）15万円以内、（2人以上）20万円以内 措置期間：1年以内 償還期間：10年以内 貸付利子：無利子	豊山町社会福祉協議会 29-0002
	失業で家計が維持できない		
	離職等で住居を失った・失うかも	給付 住居確保給付金 家賃実費支給：36,000円～46,600円を給付 支給期間：原則3か月	豊山町 福祉課 福祉係 28-0912
	コロナウイルスに感染した・感染の疑いがあり、仕事に従事できず給与が支払われない	手当 傷病手当金 詳しくは各問合せ先にご相談ください。	加入している健康保険組合
	公共料金が支払えない		猶予 水道料金・下水道料金の支払い猶予 電気・ガス料金の支払い猶予
	保険料・税金が納付できない	猶予・免除 国民年金保険料 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少していて、今年中の所得が大幅に減少する見込みの方は保険料が全額～25%免除か、納付の猶予が受けられます。	名古屋西年金事務所 052-524-6855 豊山町 住民課 住民・年金係 28-0966
		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している方は前年中の所得に応じて、保険税（料）が全額～20%免除か、徴収の猶予が受けられます。	豊山町 保険課 国民健康保険・医療係 28-0917 高齢者・介護係 28-0100
		猶予 町県民税 軽自動車税 固定資産税・都市計画税 新型コロナウイルス感染症の影響で前年同期に比べて20%以上収入が減少し、一時に納付が困難な方は、無担保・延滞金なしで1年間徴収の猶予が受けられます。*申請期限 6月30日か納期限のいずれか遅い日まで	豊山町 税務課 28-0926 28-2434
	事業主が申請	税金が納付できない	猶予 町県民税（特別徴収） 法人町民税 軽自動車税 固定資産税・都市計画税 新型コロナウイルス感染症の影響で前年同期に比べて20%以上収入が減少し、一時に納付が困難な事業者は、無担保・延滞金なしで1年間徴収の猶予が受けられます。*申請期限 6月30日か納期限のいずれか遅い日まで
従業員の雇用を維持したい		助成 雇用調整助成金（コロナ特例） 休業等助成1人1日8,330円まで 助成率は、企業規模・雇用条件で変動 *緊急対応期間 6月30日まで 小学校休業等対応助成金（労働者雇用向け） 小学校等の休校で労働者が有給休暇取得の場合 8,330円を上限に、賃金相当額を助成 *申請期間 6月30日まで 小学校休業等対応支援金（フリーランス向け） 小学校等の休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円を助成 *申請期間 9月30日まで	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999 愛知労働局、各ハローワーク
子どもがいる従業員のために			
子どもがいるフリーランスのために		協力金 県 休業要請協力金 県の要請を受けて休業する地元中小企業に対して1事業者あたり50万円を支給 *申請期間 5月上旬～6月末頃 町 休業要請協力金 町内の1事業者あたり25万円を支給	豊山町 産業・都市政策課 産業・観光係 28-0944
休業要請に協力した事業者のために			
資金繰りのため、融資を受けたい		融資 県制度融資（コロナ対応、緊急つなぎ資金、経営あんしん、セーフティネット4・5号） 【コロナ対応資金】5～15%以上売上減少 限度額3千万円 利子3年間全額還付 保証料全額～半減免除 【緊急つなぎ資金】前年同月比 売上減少 限度額5千万円 利子1.2% 保証料なし 【経営あんしん】前年同期比 3%以上売上減少 限度額8千万円 利率1.2～1.4% 保証料0.4～1.83% 【セーフティネット4・5号】前年同月・同期比5～20%以上売上減少 限度額8千万円 利率1.1～1.5% 保証料0.67～0.79%	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ 052-954-6333 取扱金融機関または愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754
		無利子・無担保融資 前年又は前々年同期比5%以上の売上減少 融資限度額：6千万円（別枠）	最寄りの日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
		マル経融資の金利引き下げ 前年又は前々年同期と比較して5%以上の売上減少で、融資限度額：別枠1千万円 当初3年間、金利0.9%引き下げ	
コロナウイルスの影響で売上が半減した	給付 持続化給付金 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者について、前年総売上-（前年同月比▲50%売上高×12か月）を現金給付（上限：中小法人200万円、個人事業者100万円）	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570	